

鈴鹿市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

1 目的

本規程は、PPP/PFI 手法の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (2) 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- (8) 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

3 対象とする PPP/PFI 手法

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
 - ・ 指定管理者制度
 - ・ 包括的民間委託
 - ・ 公共施設等運営権方式（コンセッション）
 - ・ O 方式（運営等 Operate）
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
 - ・ BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）
 - ・ BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）
 - ・ BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）
 - ・ DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）

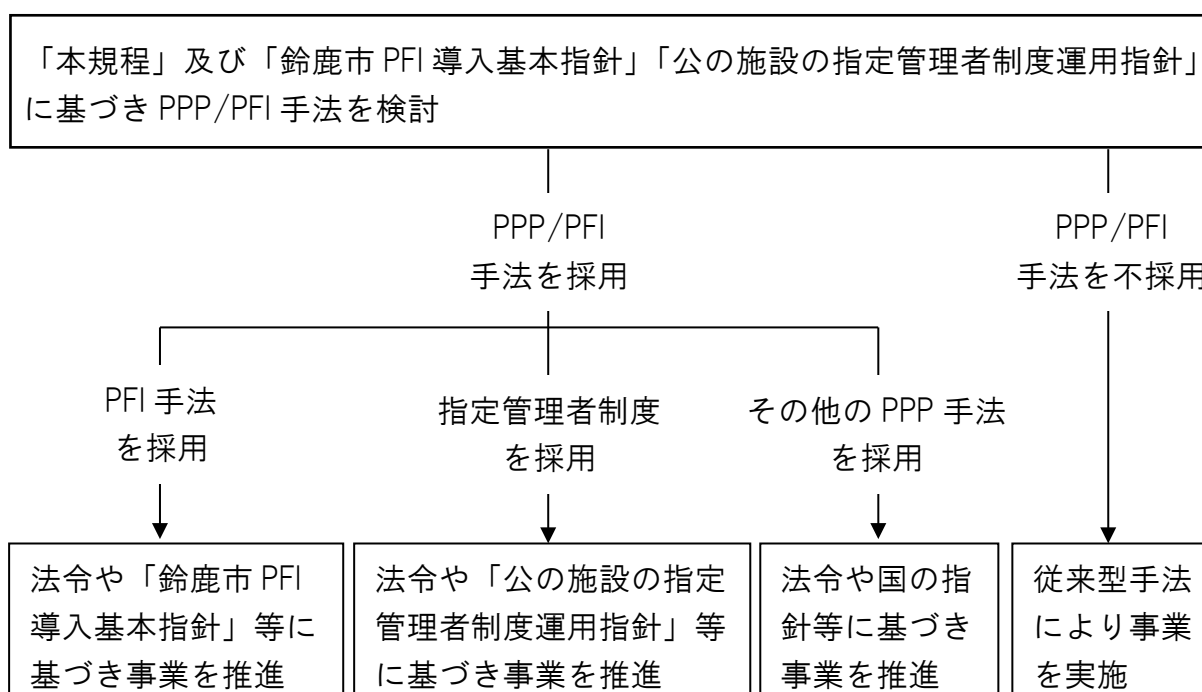
- ・ RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） など

(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

- ・ BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式）
- ・ DB 方式（設計 Design-建設 Build） など

4 本規程の位置付け

本規程は、公共施設等の整備等で採用する事業手法を決定するまでのプロセスをまとめたものである。具体的な事業手法の決定にあたっては、本規程と併せ、「鈴鹿市 PFI 導入基本指針」「公の施設の指定管理者制度運用指針」等に基づき手続きを進めることとする。



5 優先的検討の開始時期

次に掲げる場合に、従来型手法に優先して PPP/PFI 手法を検討することとする。公共施設等の整備（建設、製造、改修）を伴う場合は、竣工までの期間を考慮し、適切な時期に検討を開始する必要がある。

- (1) 新たに公共施設等の整備を計画する場合（基本構想・基本計画の策定、整備方針の検討時等）
- (2) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- (3) 市有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (4) 公共施設等の運営等の見直しを行う場合

6 優先的検討の対象とする事業

(1) 対象事業

市で実施する以下の事業については、PPP/PFI の活用を優先的検討の対象とする。

- ① 事業費の総額が 10 億円以上 100 億円以上の公共施設整備事業
(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
- ② 単年度の維持管理・運営費が 1 億円以上の公共施設整備事業
(運営等のみを行うものに限る。)

なお、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI 手法の活用について検討を行うことができるものとする。

(2) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ・既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ・既に、公共施設整備事業に着手しており、公共施設等整備等を行う手法が決定している場合
- ・民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ・災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ・民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる公共施設整備事業（道路、河川等）

7 適切な PPP/PFI 手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 8 の簡易な検討又は 9 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、PPP/PFI の手法別の検討手順については、5 ページ「PPP/PFI 検討フロー」を参照すること。

8 簡易な検討

市は、6(1)で定める対象事業について、定性的評価及び定量的評価により、PPP/PFI手法の活用について検討する。

(1) 定性的評価

主に、以下の視点で、PPP/PFI手法の適性を評価する。

- ・市民サービスの向上
- ・民間の創意工夫の余地
- ・管理運営の効率化
- ・制度的な制約

(2) 定量的評価

直営で公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、主に次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。算定にあたっては、過去の整備事例や他団体の類似施設の経費等を参考に算出する。

- ・公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ・公共施設等の運営等の費用
- ・調査に要する費用
- ・資金調達に要する費用
- ・利用料金収入

なお、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、民間事業者への意見聴取を踏まえた評価、類似事例の調査を踏まえた評価、その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

9 詳細な検討

市は、8の簡易な検討において、採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、原則として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

なお、6(1)②単年度の維持管理・運営費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）のうち、PFI的手法以外のPPP手法については、詳細な検討を省略することができるものとする。

10 評価結果の公表

簡易な検討又は詳細な検討でPPP/PFI手法の活用に適しないと評価した場合は、活用しないこととした旨及び評価内容を市ホームページで公開するものとする。

● PPP/PFI 検討フロー

【PPP/PFI 手法導入優先的検討規程】

